

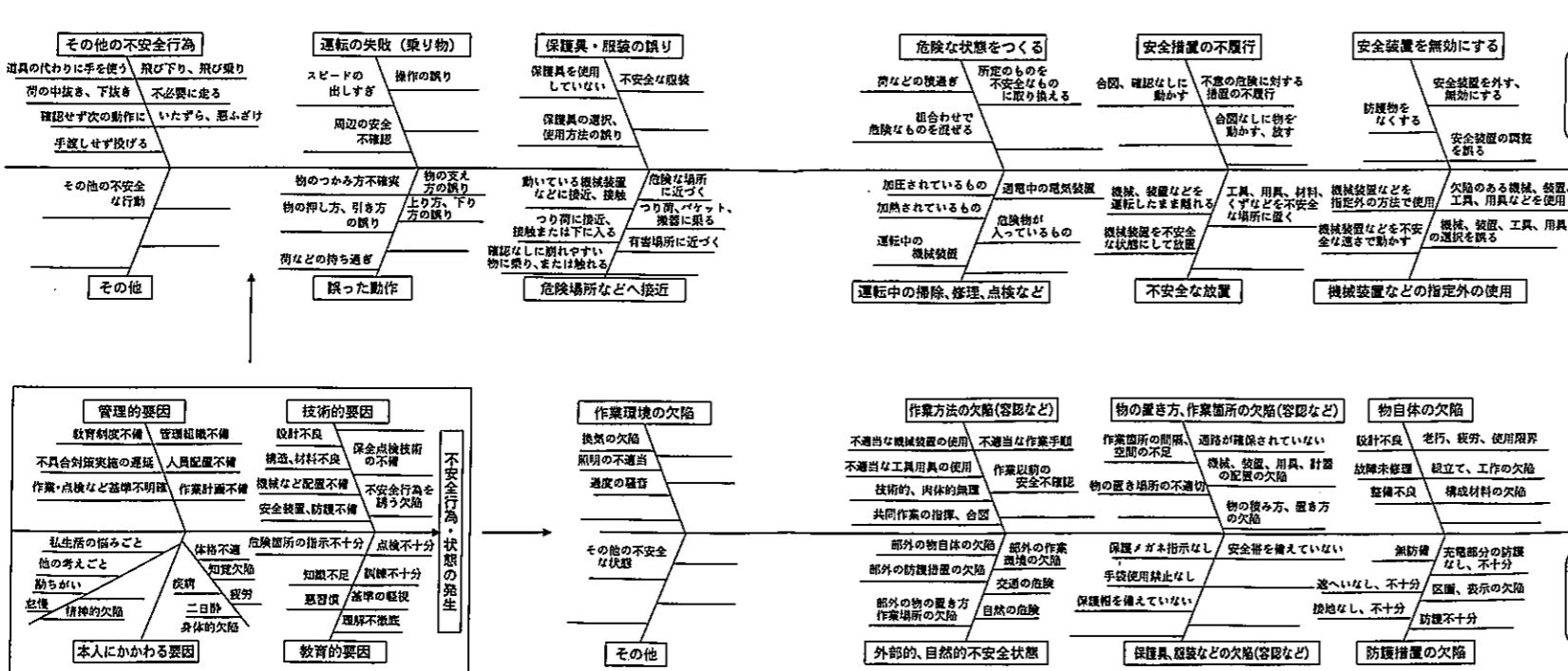
災害コストの算出法

| | | | | | | | | | |
|------------------|-----------------------|--|---------------------------------|---------------------------------|---------------------------------|--|----------------|--------------|------------------|
| 負傷 日時 | 月 日 時 分 | 曜日 天候 | 所 属 別 | 職名 番号 | 氏 名 | 大正 昭和 平成 年 月 日 生 | 年齢 | 歳 年 月 | |
| | | | | | | | | | 年 月 日 入社 |
| 傷害の種類 | 負傷の部位 | 傷 害 の 程 度 | | 負 傷 の 結 果 及び損害等級 | | 休業見込み | 本 人 平均賃金 | (工場) 平均賃金 | 家 族 関 係 |
| | | 死 亡 | 樹 木 不 可 能 労 働 | 勞 働 不 可 能 部 分 | 樹 木 不 可 能 労 働 | (級) | 日 | 円 | |
| 災害発生の現況と原因 | | | | | | | | | 原因分類 |
| 直 接 費 | | | | | | 間 接 費 | | | |
| 法 定 補 償 | 被 害 補 償 費 | 項 目 | 内 訳 | 金 額 | 人 的 損 費 | 項 目 | 人 数 | 延 時 間 | 金 額 |
| | | 診 療 料 | | | | 当 日 の 時 間 損 失 | | | |
| | | 薬剤、治療材料 | | | | 休 業 中 の “ | 1 | | |
| | | 処置、手術等 | | | | そ の 他 の “ | | | |
| | | 入 院 料 | | | | 救 助 、 連 絡 、 介 添 | | | |
| | | 看 護 料 | | | | 調 査 、 対 策 、 記 録 | | | |
| | | 移 送 料 | | | | 整 理 、 復 旧 | | | |
| | | 小 計 | | | | 作 業 手 当 | | | |
| | | 休業補償費 (保険給付) | | | | 見 舞 、 付 添 | | | |
| | | 障害補償費 “ | | | | 葬 儀 、 会 葬 | | | |
| 遺族補償費 “ | | | そ の 他 | | | | | | |
| 葬祭料 “ | | | 計 | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | |
| 会 社 補 償 | 被 害 補 償 費 | 項 目 | 内 訳 | 金 額 | 物 的 損 費 | 項 目 | 内 訳 | 金 額 | |
| | | 建 物 、 設 備 | | | | 建 物 、 設 備 | | | |
| | | 機械、器具、付属品 | | | | 機械、器具、付属品 | | | |
| | | 材料、加工品、製品 | | | | 材 料 、 加 工 品 、 製 品 | | | |
| | | 保 護 具 類 | | | | 保 護 具 類 | | | |
| | | 動 力 、 燃 料 | | | | 動 力 、 燃 料 | | | |
| 生 産 損 失 | 被 害 補 償 費 | 消 耗 品 | | | 生 産 損 失 | 消 耗 品 | | | |
| | | そ の 他 | | | | そ の 他 | | | |
| | | 計 | | | | 計 | | | |
| | | 生 産 減 少 による 損 失 | | | | 生 産 減 少 によ る 損 失 | (他項の損失を除く) | | |
| | | 生 産 回 復 の ため の 經 費 | | | | 生 産 回 復 の ため の 經 費 | (他項の損失を除く) | | |
| | | そ の 他 | | | | 計 | | | |
| 直接費合計 円 | | | | | | 間接費合計 円 | | | |
| 直接費 + 間接費 = | | | | | | 直接費 : 間接費 = : | | | |

全行動チェックリスト

| 点検事項 | | 良否 | 問題事項 |
|------|--|----|------|
| 安全装置 | 1 安全装置、防具を使用しているか 2 勝手に安全装置を取り外して使用していないか 3 壊れたまま使用していないか | | |
| 工具 | 1 調整、注油、清掃は決められたとおり行っているか 2 修理、取換えは運転を止めて行っているか 3 点検表示板を確実に表示しているか | | |
| 有害物 | 1 欠陥のある器具・用具を使用していないか 2 器具・用具の用途は適正か | | |
| 保護具 | 1 火気及び可燃物の取扱いは正しいか 2 有害物の取扱いは正しいか 3 重量物の取扱いは正しいか 4 高圧ガス、危険物の取扱いは正しいか | | |
| | 1 決められた作業服装をしているか 2 決められた保護具などを使用しているか 3 用途を誤って使用していないか 4 靴のかかとなどを踏んでいないか | | |
| | 1 禁止表示のある場所にないか 2 不安定なもの上や物品の飛んでくる場所にないか | | |
| | 1 連絡合図は正しく行い、相手の動作を確認しているか 2 共同作業の指揮者を決めているか。また、腕章を着用しているか | | |
| | 1 無資格者が作業を行っていないか 2 作業手順を省略していないか 3 安全規則を守っているか 4 揭示された方法を守っているか | | |
| 他 | 1 わき見、むだ口などの行為はないか 2 作業姿勢は正しいか 3 急ぎすぎ、粗暴なこと（飛ぶ、投げる）を行っていないか 4 ぶらぶら歩きをしていないか 5 決められた速度を守っているか | | |

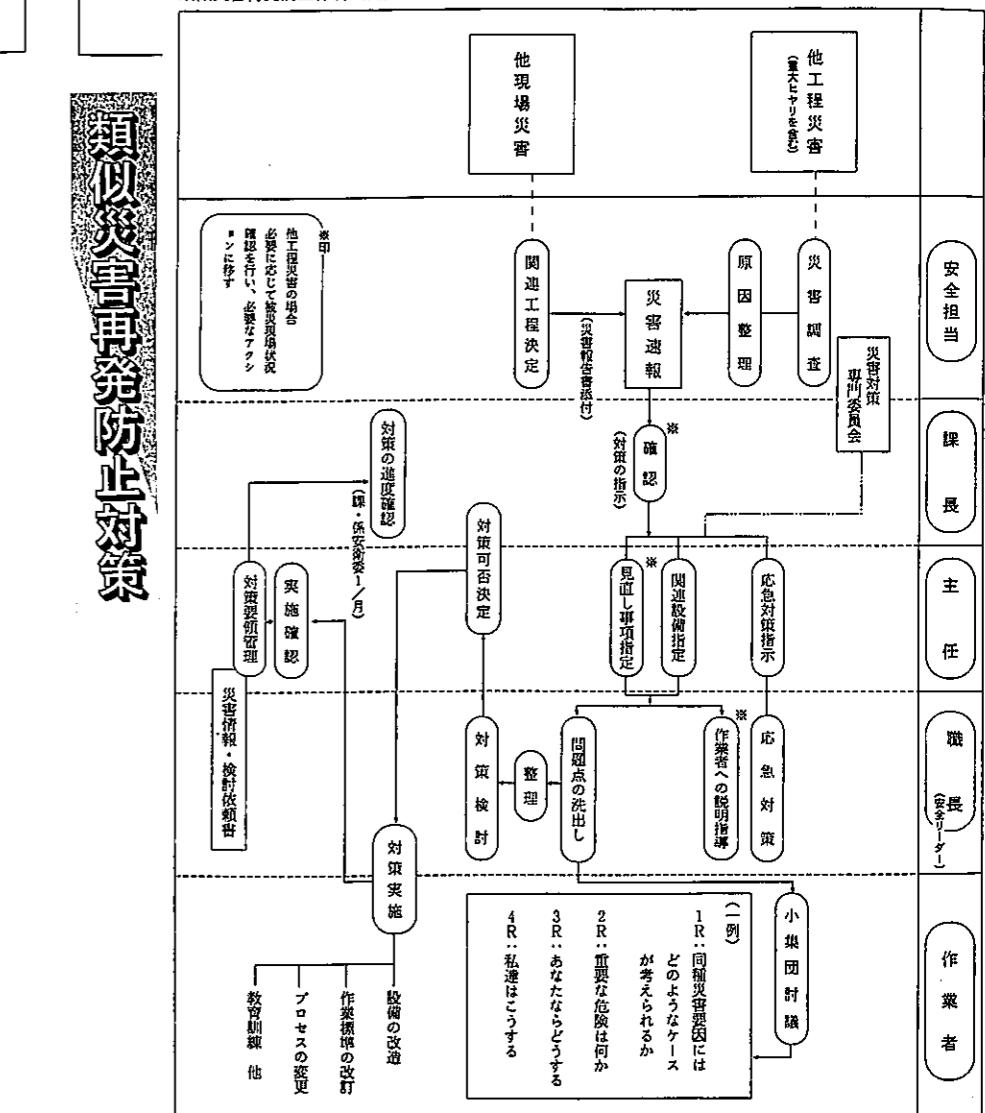
| | |
|--------|--------|
| 防 具 | 安全装備 |
| 機 械 | 機械の手入れ |
| 器 具 | 器具類 |
| 危 險 | 有害物 |
| 物 | 物 |
| 服 裝 | 保護具 |
| 危 險 | 危險場所 |
| 場 所 | 共同作業 |
| 作 業 | 作業 |



安全状態チェックリスト

| 点検事項 | | 良否 | 問題事項 |
|---------|--|----|------|
| 日常点検 | 1 日常点検表はあるか 2 確実に点検されているか 3 点検者は点検箇所を知っているか 4 安全ポイント（設備上）を知っているか | | |
| 設備・装置機器 | 1 建物、設備、装置に欠陥はないか 2 機械器具に欠陥はないか 3 電気設備、配線に欠陥はないか 4 作業場の広さ、通路は確保されているか 5 階段、床面に欠陥はないか | | |
| 安全装置 | 1 安全装置をついているか 2 保護カバー、覆いなどはついているか 3 急停止装置はついているか 4 安全囲い、警戒区域などは完全であるか | | |
| 補助作業用具 | 1 イス、脚立、足場は適正なものを使用しているか 2 工具、用具、補助具に欠陥はないか 3 連搬具、補助具に欠陥はないか | | |
| 設備防護 | 1 囲い、覆い、警戒区域などは完全か 2 標識、指導票は適正に使用されているか 3 消火設備器具はよく整備されているか | | |
| 服装保護装具 | 1 作業服装はよいか 2 履き物はよいか 3 保護具は確実に使用されているか 4 保護具に欠陥はないか | | |
| 作業環境 | 1 照明は適正か 2 換気、騒音、振動、温度の状況はどうか 3 有害ガス、粉じん、光線の状況はどうか 4 寒暑、臭氣、煙の状況はどうか | | |
| 整理整頓 | 1 足元が乱雑になっていないか 2 作業上の不用品や必要以上に多くの品物がないか 3 物の置き方、積み方はよいか 4 工具、器具、用具の保管状況はよいか | | |

その他 類似災害再発防止体制



年間計画作成の確認事項（管理的事項）

| ◆安全衛生管理体制の状況 | | 選任等の義務 | 担当者氏名（代理者） 選任年月日 | |
|----------------|--|---------|------------------|--------------|
| 総括安全衛生管理者 | | 選任義務・なし | | |
| 安全管理者 | | 選任義務・なし | | |
| 衛生管理者 | | 選任義務・なし | | |
| 安全衛生推進者（衛生推進者） | | 選任義務・なし | | |
| 産業医 | | 選任義務・なし | | |
| 作業主任者 | | 選任義務・なし | | |
| 元方安全衛生管理者 | | 選任義務・なし | | |
| 店舗安全衛生管理者 | | 選任義務・なし | | |
| 安全衛生責任者 | | 選任義務・なし | | |
| 救護の技術的事項の管理者 | | 選任義務・なし | | |
| ◆安全衛生委員会の活動状況 | | 設置義務・なし | 開催回数（回／月）議事録（有無） | |
| ◆安全衛生教育の実施状況 | | 該当者 | 該当者数 | 実施日 実施場所・その他 |
| 新規参入者教育 | | 該当・なし | | |
| 配属転換者教育 | | 該当・なし | | |
| 職長教育 | | 該当・なし | | |
| 免許・技能講習 | | 該当・なし | | |
| 特別教育 | | 該当・なし | | |
| 能力向上教育 | | 該当・なし | | |
| 危険有害業務従事者教育 | | 該当・なし | | |
| 管理者教育 | | 該当・なし | | |
| ◆健康診断の実施状況 | | 該当者 | 該当者数 | 実施日 実施場所・その他 |
| 雇入れ時健康診断 | | 該当・なし | | |
| 一般定期健康診断 | | 未受診者 | | |
| 特殊健康診断 | | 該当・なし | | |
| 海外派遣労働者の健康診断 | | 該当・なし | | |
| 特定業務従事者健康診断 | | 該当・なし | | |
| 給食従業員の検便 | | 該当・なし | | |
| 歯科医師による健康診断 | | 該当・なし | | |
| 異常所見者への事後措置 | | 該当・なし | | |
| ◆作業環境測定の実施状況 | | 該当・なし | 該当箇所 回数・実施日 | 評価 |
| 作業環境測定士 | | | | |

[資料2 主要行事一覽]

行政機関などが企画実施する行事（主なもの）（年により日付が変動するものあり）

| 行 事 名 | 実 施 期 間 |
|--------------|---------------------|
| 全国安全週間 | 7／1～7／7 (準備期間 6月) |
| 全国労働衛生週間 | 10／1～10／7 (準備期間 9月) |
| 体力つくり強調月間 | 10／1～10／31 |
| 年末年始無災害運動 | 12／15～1／15 |
| 生活習慣病予防週間 | 2／1～2／7 |
| 春の交通安全運動 | 4／6～4／15 |
| 秋の交通安全運動 | 9／21～9／30 |
| 春の火災予防運動 | 3／1～3／7 |
| 秋の火災予防運動 | 11／9～11／15 |
| 防災週間（防災の日） | 8／30～9／5 (9／1) |
| 救急医療週間（救急の日） | 9／4～9／10 (9／9) |
| 電気使用安全月間 | 8／1～8／31 |
| 危険物安全週間 | 6／2～6／8 |
| …など | |

事業関係団体などが実施する行事

| 運動名稱 | 実施期間 |
|------------|-----------|
| 酷暑期先取り安全運動 | 7/20~8/31 |
| 厳寒期先取り安全運動 | 1/20~2/28 |
| 特別危険防止月間 | 指定期間 |
| 特別安全点検月間 | 指定期間 |
| 重点パトロール | 指定期間 |
| | …など |

※これらの行事を実施するにあたっては、具体的なスケジュールを作成し、実効性を高め安全意識の高揚と事業遂成の終点検を行いたい。

事業場の自主的行事

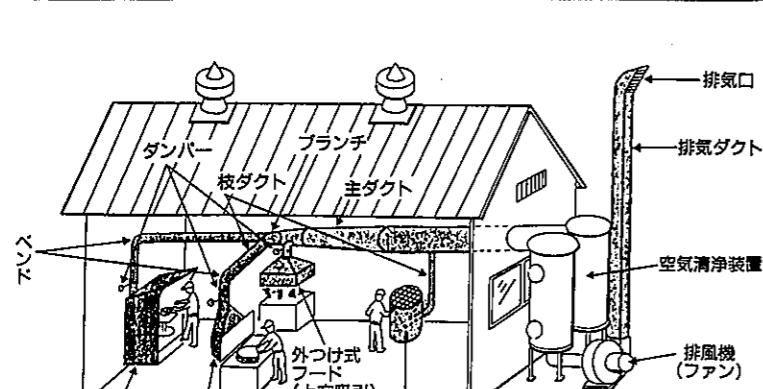
| 行 事 名 | 実 施 期 間 |
|-------------|------------|
| 安全衛生好事例発表大会 | 指定日 |
| 安全衛生大会 | 指定日 |
| 安全QC大会 | 指定日 |
| 新年安全祈願祭 | 1月 |
| 職場運動会 | 秋期 |
| ソフトボール大会 | 指定日 |
| ボーリング大会 | 指定日 |
| バーベキュー食事会 | 安全大会等と連動して |
| 優良安全表彰 | 年1回 |
| | …など |

実行計画（取組項目：_____）

粉じん作業の労働衛生管理

粉じん作業

(局所排気装置の各部の名称)



安全のポイント

- 除じん装置、局所排気装置、全体換気装置などの状態を点検する。
- 粉じん作業場所へは、関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 作業場の床などに、原材料の粉体が散乱しないように作業する。
- 粉じんを著しく発散する屋外の作業場では、注水などによる粉じん飛散防止措置を講ずる。
- 可燃性の粉じんが存在する場合、火花を発したり、高温になって点火源となる恐れのある機械などを使用しないようとする。
- 可燃性の粉じんや爆発性の粉じんが存在する場所で電気機械器具を使用する場合、防爆構造の電気機械器具を使用する。
- 作業中は、保護衣、呼吸用保護具、保護眼鏡などを着用する。
- 防じんマスクは、顔面への密着度を確認し、顔面にフィットしたものを使用する。
- 防じんマスクの締めひもは、しっかりと締める。
- 呼気抵抗が上昇して息苦しさを感じ始めたら、防じんマスクのろ過材のフィルタを交換する。

粉じん作業チェックリスト

| 区分 | チェックポイント | 良否 | 改善事項 |
|---------|---|----|------|
| 環境・環境管理 | <ul style="list-style-type: none"> 代替物の使用、作業方法の改善、機械などの改善、隔離室の設置など、必要な措置を講じているか。 発散源を密閉する設備、局所排気装置、全体換気装置などを設置しているか。 粉じんを発散する場所に関係者以外の立ち入りを禁止し、その旨を見やすい個所に表示しているか。 作業場以外に休憩設備があるか。また、マットや衣服用ブラシなどを備えているか。 | | |
| 環境測定 | <ul style="list-style-type: none"> 6ヶ月以内ごとに1回、定期的に測定を行っているか。 測定記録を7年間保存しているか。 基準通りの測定方法で測定を行っているか。 必要に応じて外部機関に測定を依頼しているか。 | | |
| 自主検査 | <ul style="list-style-type: none"> 1年以内ごとに1回、定期的に局所排気装置（除じん装置を含む）の定期自主検査を実施しているか。 定期自主検査の記録を3年間保存しているか。 点検で異常を認めたときは、直ちに補修しているか。 | | |
| 資格等 | <ul style="list-style-type: none"> 特定粉じん作業に関する特別教育を実施しているか。 作業者は十分な教育を受けているか。 | | |
| 作業方法 | <ul style="list-style-type: none"> 作業場を毎日1回以上清掃しているか。 たい積粉じん除去のため毎月1回、大掃除を行っているか。 作業場の床などに原材料の粉体が散乱してはいないか。 ガーゼマスクまたはマスクなしの作業員はいないか。 呼吸用保護具や防じんマスクなどを使用しているか。 防じんマスクは、顔面にフィットしたものを使用しているか。 可燃性粉じんなどの場合、火災爆発に関する措置を講じているか。 粉じんを著しく発散する屋外または坑内の作業場については、注水などによる粉じん飛散防止措置を講じているか。 粉じんを発散する場所での作業では、保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具など、適切な保護具を作業者と同数以上備えているか。 | | |
| 職場巡回 | <ul style="list-style-type: none"> 始業点検、定期点検、随時点検を行っているか。 職場巡回者を決めているか。 巡回記録を保存しているか。 前回の巡回で指摘された改善事項を処理しているか。 | | |
| 健康管理 | <ul style="list-style-type: none"> 粉じん作業従事者などにじん肺健康診断を実施しているか。 じん肺健康診断の結果、有所見者について、エックス線写真などを都道府県労働基準局長に提出しているか。 | | |

じん肺の予防対策

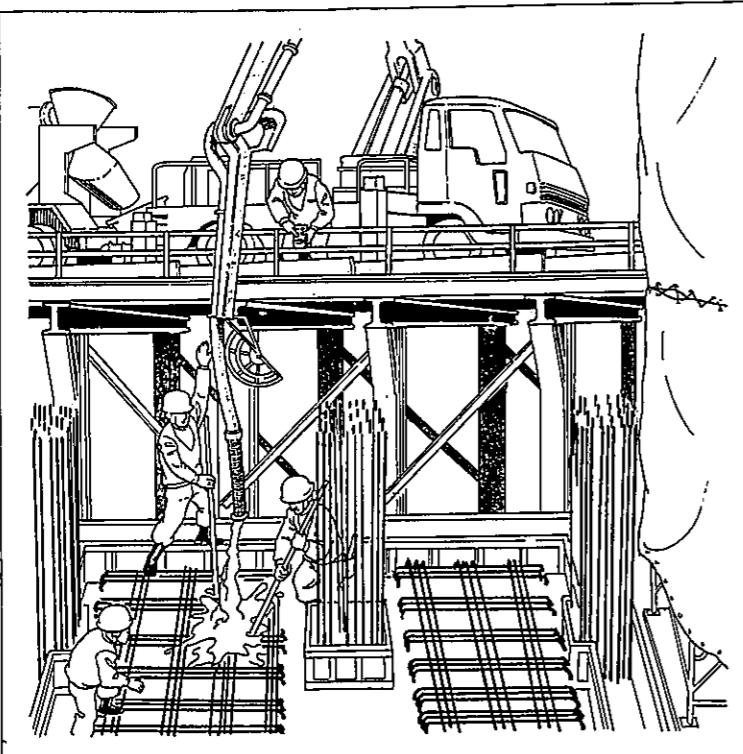
| 対策策 | 内 容 | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|--|---------|------|-------|-------------|-------|------------|-------|--|-------|-------------------|-----------------|--|
| 作業環境 | <ul style="list-style-type: none"> ①粉じん濃度の測定と、その評価（管理濃度、許容濃度）に基づく対策の樹立 ②発生源からの発じん防止：発じん工程の廃止 生産技術・工程の変更による発じん抑制 発じん源の包囲、密閉、隔離 作業の姿勢化 ③発散粉じんの抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・気中浮遊粉じんの抑制：除じん装置、局所排気装置、全体換気 ・堆積粉じんの再発散防止：作業場の整備、清掃、撤水 ④休憩室、更衣室、手洗・うかい設備などの整備 | | | | | | | | | | | | |
| 作業条件 | <ul style="list-style-type: none"> ①作業時間の適正化 ②作業強度の軽減 ③作業工程の標準化 ④作業姿勢への配慮 ①防じんマスク着用の助言：顔面に適合したマスクの選択 適正な姿勢、適切な保守管理 ②健康診断受診と耶後措置の徹底 | | | | | | | | | | | | |
| 作業者 | <table border="1"> <thead> <tr> <th>じん肺管理区分</th><th>事後措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管 理 1</td><td>就業上の特別の措置なし</td></tr> <tr> <td>管 理 2</td><td>粉じん曝露の低減措置</td></tr> <tr> <td>管 理 3</td><td> <p>イ 勤務</p> <p>（勤務）作業転換の努力義務 （指示）作業転換の義務</p> </td></tr> <tr> <td>管 理 4</td><td>療養 (休業治療、就業治療)</td></tr> <tr> <td>管 理 2または3で合併症罹患</td><td></td></tr> </tbody> </table> | じん肺管理区分 | 事後措置 | 管 理 1 | 就業上の特別の措置なし | 管 理 2 | 粉じん曝露の低減措置 | 管 理 3 | <p>イ 勤務</p> <p>（勤務）作業転換の努力義務 （指示）作業転換の義務</p> | 管 理 4 | 療養 (休業治療、就業治療) | 管 理 2または3で合併症罹患 | |
| じん肺管理区分 | 事後措置 | | | | | | | | | | | | |
| 管 理 1 | 就業上の特別の措置なし | | | | | | | | | | | | |
| 管 理 2 | 粉じん曝露の低減措置 | | | | | | | | | | | | |
| 管 理 3 | <p>イ 勤務</p> <p>（勤務）作業転換の努力義務 （指示）作業転換の義務</p> | | | | | | | | | | | | |
| 管 理 4 | 療養 (休業治療、就業治療) | | | | | | | | | | | | |
| 管 理 2または3で合併症罹患 | | | | | | | | | | | | | |

注) 管理区分の内容についてはp.37 じん肺法およびじん肺法施行規則参照

- 離職後のじん肺有り見者の健康監視：健康管理手帳の交付、年1回受診機会の供与
- 健康相談
- 保健指導
- 集団を対象とした衛生教育

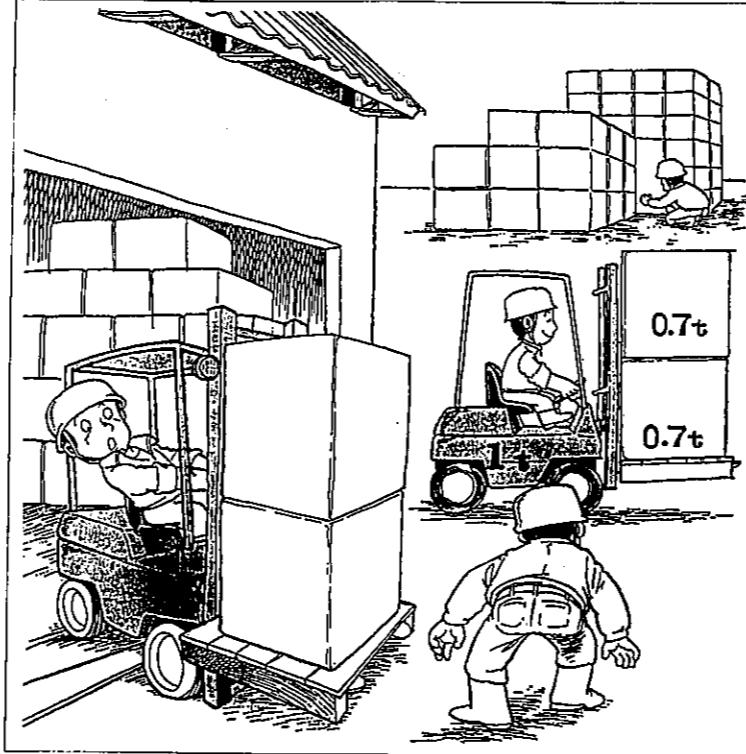
危険を先取り 作業に生きる安全対策

危険予知訓練の討議発言例



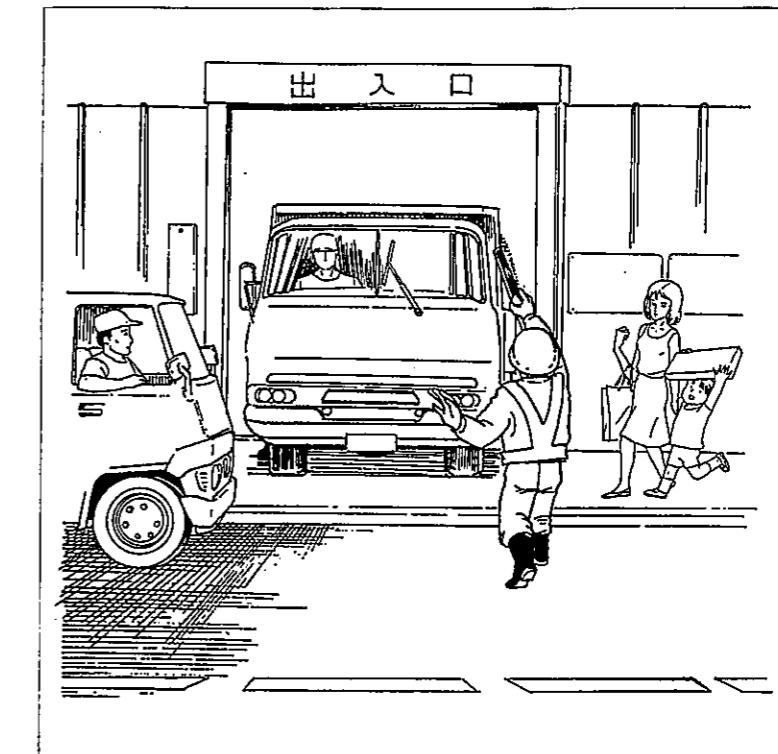
〈作業の状況〉

型枠が組み上がった建物の基礎部分に、コンクリートポンプ車を使用して、コンクリートを打設している。



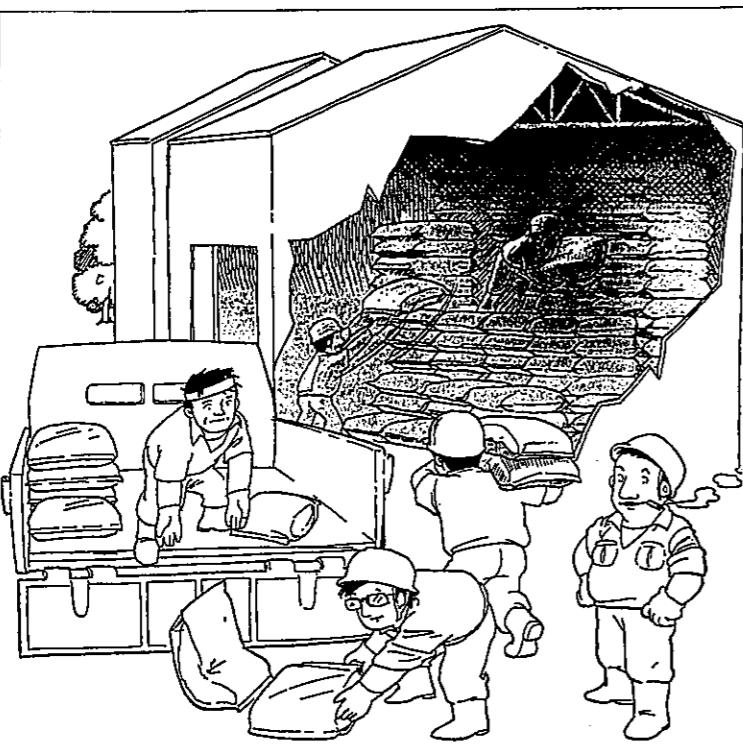
〈作業の状況〉

倉庫からフォークリフトで荷を運び出している。
(かなり重い荷を2段積みにしている)



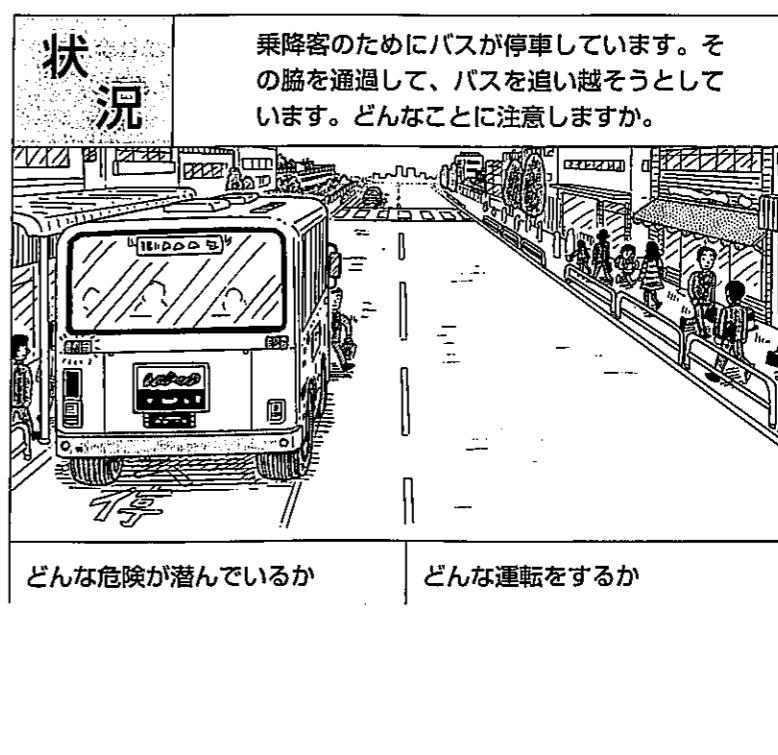
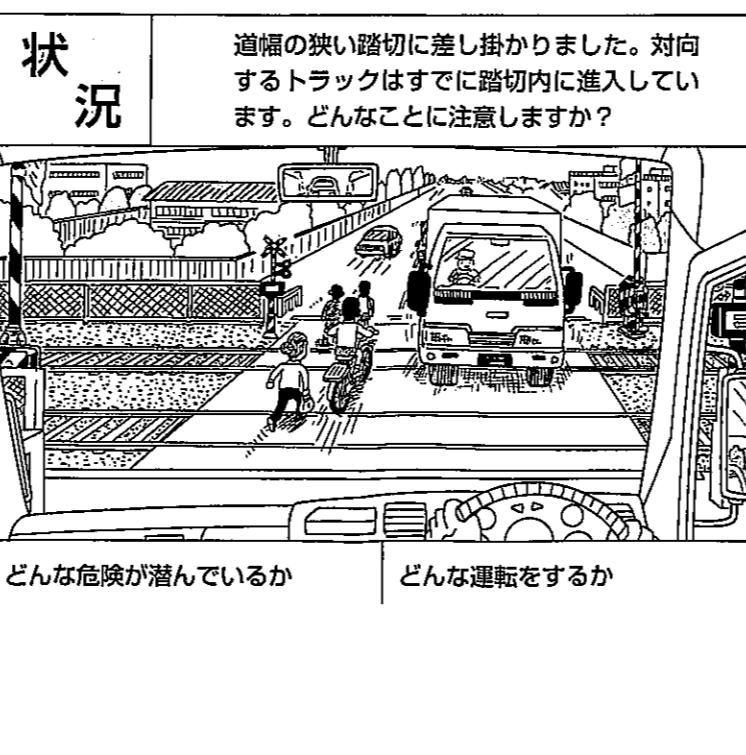
〈作業の状況〉

出入り口から出ようとしているトラックを、誘導員が車道に出て、誘導している。



〈作業の状況〉

トラックで運び込まれた袋状の荷を、倉庫内に積み上げている。



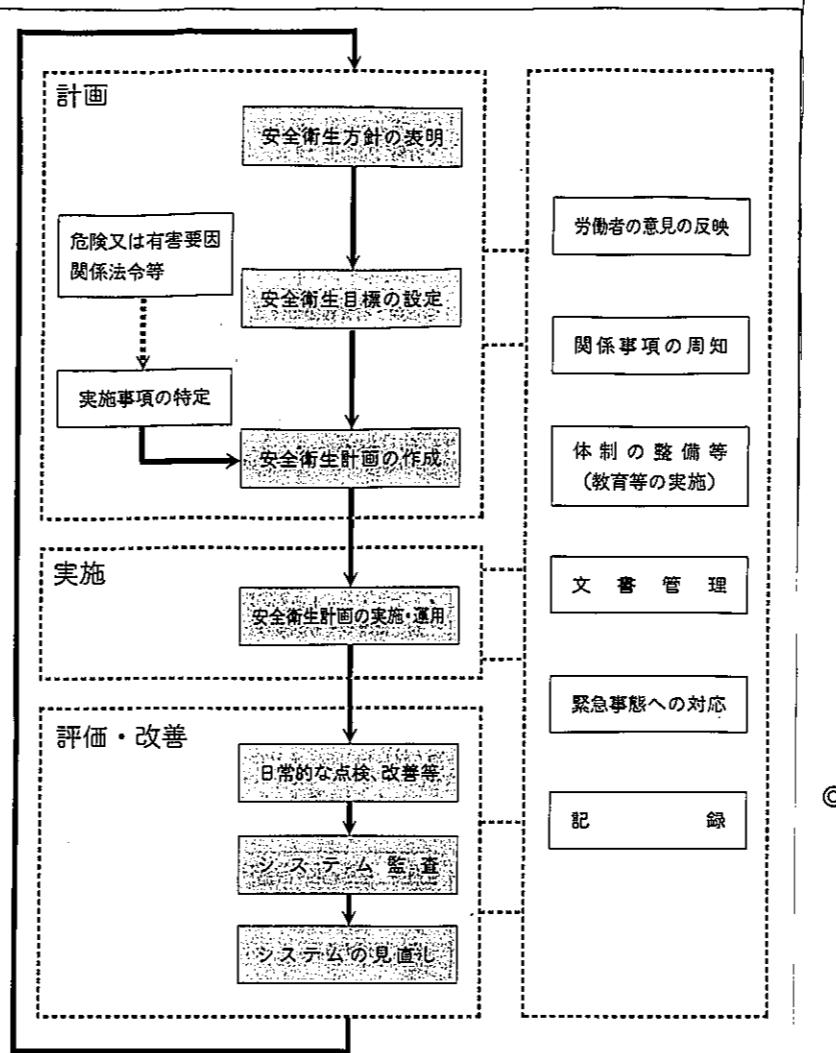
災害実例、交通灾害

| 災害 | 年月日 | 高齢 | 性別 | 事故場所 | 概要 |
|------------------|----------|--|----|---|--|
| 2001/7月21日、13:50 | 高知 45歳 男 | 墜落・転落 | | 建設工事現場へコンクリート製造プラントからコンクリートを搬入するため、11tミキサー車から4tミキサー車へ積み替え作業をした後で、せまい脇道から県道へ進入する際、転回のため、後退したところ、道路から逸脱して、約12m転落した。 | |
| 2002/7月3日、14:50 | 山形 | 災害復旧工事現場に生コンを運搬するためコンクリートミキサー車(10t)を運転しての林道を走行中、路肩から約7m下の沢に転落したもの。 | | | |
| 2004/1月 | 宮崎 | 墜落、転落/トラック | | | 自社工場の生コンを納入先の工場現場に配達終了後の帰社途中、林道の左カーブを過ぎた直線路上にさしかかったところ、林道左側の路肩から35m下の谷に転落し、その際、車外に投げ出され、運転していた生コンミキサー車(10t積み)の右後輪の下駄となり被災したもの。 |
| 2005/3月7日、08:40 | 長野 24歳 男 | はさまれ、巻き込まれ | | | 被災者はバッチャーミキサーの滑落を行い、ミキサーフレードの軸受けにグリースを潤滑させるため、手元スイッチで空運転を開始し、点検口よりミキサー内への注油を目視していた際に誤ってミキサー内に転落した。 |
| 2005/5月7日、08:40 | 福島 | 砂貯蔵サイロ(10m高、8m径)内で作業者4名中2名が崩れた砂で生き埋め。 | | | |

| | |
|--------------------------------|--|
| 業務中の交通事故で会社(事業所)が負う代表的な法律上の責任 | 事業者責任は重い! |
| 使用者責任(民法第715条) | 被害者がその従業員(加害者)を雇っていた企業(事業所)に対しても損害賠償できる。 |
| 運行供用者責任(自賠法第3条) | 被害者は運行供用者(事業所)に対し、従業員(運転者)の過失を主張立証することなく損害賠償請求できる。 |
| 安全配慮義務違反による債務不履行責任(民法第415条) | 企業(事業所)は、安全な作業環境や条件を確保し、従業員の生命や健康等を危険から保護するように配慮する義務を負っているので企業が安全配慮を欠いて労災事故が発生し、従業員が被災した場合、従業員は会社(事業所)に損害賠償ができる。 |
| 労働基準法の災害補償責任(労基法75条~88条) | 従業員が業務中に負傷、死亡した場合、労働基準法で使用者側に過失があるか否かを問わず、従業員に対して災害補償しなければならないことを義務付けている。 |
| 事故・違反を防止するため | 何も規則が無ければ従業員を懲戒することも出来ませんし、被害者にも、「何も労務管理していない社構な企業」という印象を与えてしまい、より厳しく責任を問われることになる。 |
| 業務用車両管理規程等の諸規定の整備 | 業務規律に「交通事故を起こさないよう安全運転を心がけること」の一文でもあれば、「従業員に、就業規則違反を問うこと」により労務管理をしていたということになる。 |
| 別規程で「業務用車取扱規程」などを制定 | |
| 車を運転する人の採用時・2~3年に一度、免許証等の確認をする | 採用時に免許証を提出してもらい、免許の有無を確認する。 |
| | 運転業務に就く場合は、自動車安全運転センター発行の「運転記録証明書(1通700円)」を提出。過去5年間の交通違反、交通事故、運転免許の行政処分の記録について証明してある。 |
| | 業務に適しているかの判断材料になる。 |
| | 採用後の免許停止、あるいは失効の確認が可能。 |
| 健康管理 | 雇用時と年1回の定期健康診断が、労働安全衛生法で義務付けられています。そこで、健康診断をおこなった際、要注意の出ている従業員をチェックして、運転に支障ができる恐れがあれば「運転業務可」などの医師の診断書を提出させる。 |
| | 長期欠勤者を運転業務に復職させる際も同様に「運転業務可」の診断書を提出させる。実施に、復職直後の事故が多いので、 |

労働安全衛生マネジメントシステム

別図 労働安全衛生マネジメントシステムの流れ図



◎マネジメントシステムにおける「計画」

1 安全衛生方針の表明

◎安全衛生方針とは

- ・事業場における安全衛生活動の向上を図るために事業者が表明する安全衛生に関する基本的な考え方のこと。

2 安全衛生目標の設定

◎安全衛生方針とは

- ・安全衛生方針に基づいて事業者が設定する一定期間内に達成すべき到達点のこと。

3 安全衛生計画の作成

◎安全衛生方針とは

- ・事業者が、事業場における危険または有害要因等を踏まえ、一定の期間を限り、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定める計画のこと。

◎システムにおける「実施」

1 安全衛生計画の実施及び運用等

◎機械、設備、化学物質等の輸渡・提供する場合

- ・事業者が、他の事業者に、機械、設備、化学物質等を譲渡・提供する場合には、取扱い事項を記した書面を相手方に交付する。

◎システムにおける「評価・改善」

1 日常的な点検、改善等

◎日常的な点検・改善とは

- ・計画期間中の節目節目で実施して差し支えない(必ずしも毎日実施する必要はない)。
- ・点検で問題点が発見された場合は、その原因を調査する。

2 システム監査

◎システム監査とは

- ・労働安全衛生マネジメントシステムが適切に実施され、および運用されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して事業者が行う調査および評価のこと。

3 労働安全衛生マネジメントシステムの見直し

◎見直しの意図

- ・事業場の安全衛生水準の向上の状況、社会情勢の変化等を考慮し、事業者が自らがシステムの妥当性・有効性を評価して判断することにある。

- ・「評価・改善」が、次の「計画」へつながっていく。これまでの過程を連続的かつ継続的に実施し、運用することが、「計画」「実施」「評価・改善」のサイクルをつくることであるといえる。